

## リスク管理



弁護士 木下 潮音  
第一芙蓉法律事務所

### セクハラ・パワハラ+

セクシユアルハラスメントには「職場で、従業員の意に反する性的言動が行われ、それに対する従業員の対応により、労働条件の不利益が生じる場合」（対価型）と「職場で、従業員の意に反する性的言動が行われ、従業員の就労環境が悪化される場合」（環境型）の二つのタイプがある（男女雇用機会均等法11条）。どちらのタイプも被害者加害者の性別は問わない。男女、男男、女のいすれの組み合わせもセクハラが起りうるものである。また、どちらのほうが被害となりやすいタイプである。

20

## 企業の雇用リスクマネジメント

**企業内で適切な解決を**

しかも、加害者は被害者と職場での地位が逆転することなく、被害者の感覚や考え方を想定できないため、自分の言動が被害者を含めて職場の従業員に自分が加害者であるという認識を有しているかどうかをはじめとして事情をよく聞くことが重要である。加害者の相手に歓迎または少なくとも受け入れられていると考へていることが多い。セクハラ被害の申しだしを受けたとしてもセクハラ言い分を聞かず、一方的にセクハラ加害者と決めつけたとしてもセクハラ事案の解決には結びつかない。セクハラ加害者となつた従業員が、自分の言動が相手にとって受け入れられないもので受け入れられるものであるかを理解することが解決の第一歩である。自己の行為に対する認識ができるれば、被害者への謝罪や職場環境を整えるための協力が得やすいものである。多くの事案の場合、加害者の自覚と反対によって、被害者は自分だけではなく、加害者に対しても企業内での解決を図ることが重要である。

あれば周囲の従業員からも事実確認を行ったうえで、加害者と指摘された従業員に自分が加害者であるという認識を有してあるかどうかをはじめとして事情をよく聞くことが多い。

それがじれてしまふのは、加害者だけではなく、担当責任者にも事案の企業の側（セクハラ問題）にセクハラ加害者と決めており、自分の行為が相手に歓迎または少なくとも受け入れられていると考へていることが多い。セクハラ被害の申しだしを受けたとしてもセクハラ言い分を聞かず、一方的にセクハラ加害者と決めつけたとしてもセクハラ事案の解決には結びつかない。セクハラ被害の申しだしを受けた従業員が、自分の言動が相手にとって受け入れられないもので受け入れられるものであるかを理解することが解決の第一歩である。自己の行為に対する認識ができるれば、被害者への謝罪や職場環境を整えるための協力が得やすいものである。多くの事案の場合、加害者の自覚と反対によって、被害者は自分だけではなく、加害者に対しても企業内での解決を図ることが重要である。